

平成21年度入札契約制度改正の一部変更について (工事契約関係)

1 所属エリアの一部変更(平成21年4月1日実施)

北区の小エリアを次のように変更する。

変更前		変更後	
小エリア	中学校区	小エリア	中学校区
北区 - 1	岡北 京山 石井	北区 - 1	岡北 岡山中央
北区 - 2	岡山中央 桑田 岡輝	北区 - 2	京山 石井
北区 - 3	御南 吉備	北区 - 3	桑田 岡輝
		北区 - 4	御南 吉備

2 業種別入札参加エリアの一部変更(平成21年4月1日実施)

激変緩和のための暫定措置として、土木工事及び建築工事の入札参加エリアを別表第1から第3までのとおり変更する。

変更後の工事業者所属エリア

全市エリア	大エリア	中エリア	小エリア	中学校区
市内全域	北区	北区	北区 - 1	岡北 岡山中央
			北区 - 2	京山 石井
			北区 - 3	桑田 岡輝
			北区 - 4	御南 吉備
		北区	北区 - 1	中山 高松
			北区 - 2	香和 足守
			北区 - 3	御津 建部
	中区	中区	中区 - 1	竜操 高島 操山
			中区 - 2	東山 操南 富山
	東区	東区	東区 - 1	旭東 上南
			東区 - 2	西大寺 山南
			東区 - 3	上道 瀬戸
	南区	南区	南区 - 1	芳田 芳泉 福浜
			南区 - 2	福南 光南台
		南区	南区 - 1	妹尾 福田
南区 - 2			興除 藤田 灘崎	

別表第1 業種別入札参加エリア

1 土木工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
26億3千万円以上	特A上	市外業者，準市内業者及び市内業者
10億円以上26億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者 (特A下は特定建設工事共同企業体対象工事(以下「JV工事」という。)に限る。)
	特A下	
5億円以上8億円未満	特A上	市内業者(全市エリア) (特A下はJV工事に限る。)
	特A下	
3億円以上5億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
	特A下	市内業者(大エリア) (中区，東区は中区・東区エリア)
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
	特A下	市内業者(大エリア)
6千万円以上1億円未満	特A下	市内業者(大エリア)
	A	市内業者(大エリア) (北区は中エリア)
5千万円以上6千万円未満	特A下	市内業者(大エリア)
	A	市内業者(大エリア) (北区は中エリア)
2千5百万円以上5千万円未満	A	市内業者(中エリア)
	B	市内業者(小エリア) (北区 - 4，中区 - 1は中学校区)
3百万円以上2千5百万円未満	B	市内業者(小エリア) (北区 - 4・ - 1・ - 2，中区 - 1，東区 - 2，南区 - 2は中学校区)
	C	市内業者(中学校区) (北区 - 1・ - 2・ - 3・ - 3，東区 - 1，南区 - 2・ - 1は小エリア)
3百万円未満	C	市内業者(小エリア) (北区 - 4・ - 1・ - 2，中区 - 1，東区 - 2，南区 - 2は中学校区)

注1：上表の許容価格10億円未満については，第1格付業種が土木の者のエリアを示し，第2又は第3格付業種が土木の者(第1格付業種が建築の者に限る。)のエリアは，許容価格1億円未満は中学校区，1億円以上10億円未満は第1格付業種が土木の者と同じとする。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：暫定措置として，平成23年3月31日までの間は別表第2に定める基準による。

2 建築工事，大工工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
26億3千万円以上	特A上	市外業者，準市内業者及び市内業者
20億円以上26億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
15億円以上20億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下はJ V工事に限る。)
	特A下	
13億3千万円以上15億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
10億円以上13億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下はJ V工事に限る。)
	特A下	
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者 (特A下，AはJ V工事に限る。)
	特A下	
	A	
6億6千万円以上8億円未満	特A上	市内業者(全市エリア) (特A下，AはJ V工事に限る。)
	特A下	
	A	
5億円以上6億6千万円未満	特A上	市内業者(全市エリア) (特A下，AはJ V工事に限る。)
	特A下	
	A	
4億円以上5億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
3億円以上4億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
	特A下	
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
	特A下	
	A	
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者(全市エリア)
	特A下	
	A	
6千万円以上1億円未満	特A下	市内業者(全市エリア)
	A	市内業者(大エリア) (中区，東区は中区・東区エリア)
	B	市内業者(大エリア)
5千万円以上6千万円未満	特A下	市内業者(全市エリア)
	A	市内業者(大エリア) (中区，東区は中区・東区エリア)
	B	市内業者(大エリア)

1千5百万円以上5千万円未満	A	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	市内業者（大エリア）
	C	市内業者（中エリア）
4百万円以上1千5百万円未満	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（大エリア）
4百万円未満	C	市内業者（大エリア） （北区は中エリア，中区，東区は中 区・東区エリア）

注1：上表の許容価格10億円未満については，第1格付業種が建築の者のエリアを示し，第2又は第3格付業種が建築の者（第1格付業種が土木の者に限る。）のエリアは，許容価格1億円未満は中学校区，1億円以上10億円未満は第1格付業種が建築の者と同じとする。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：印の等級については，建築工事の施工に関するISO9000シリーズ認証取得者に限る。

注3：暫定措置として，平成22年3月31日までの間は別表第3に定める基準による。

別表第2

1 土木工事（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
26億3千万円以上	特A上	市外業者，準市内業者及び市内業者
10億円以上26億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者 （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
5億円以上8億円未満	特A上	市内業者（全市エリア） （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
3億円以上5億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（中エリア）
6千万円以上1億円未満	特A下	市内業者（中エリア） （南区は大エリア）
	A	市内業者（中エリア） （北区，中区は小エリア）
5千万円以上6千万円未満	特A下	市内業者（中エリア） （南区は大エリア）
	A	市内業者（小エリア） （北区，東区，南区は中エリア）

2千5百万円以上5千万円未満	A	市内業者（小エリア） （北区 - 3 及び北区 - 4 は北区 - 3・4 エリア，東区 - 1 及び東 区 - 2 は東区 - 1・2 エリア，南区 は中エリア）
	B	市内業者（小エリア） （東区 - 1 及び東区 - 2 は東区 - 1 ・2 エリア，北区 - 3・ - 4， 中区 - 1，南区 は中学校区）
3百万円以上2千5百万円未満	B	市内業者（小エリア） （北区 - 4・ - 1・ - 2，中 区 - 1，東区 - 2，南区 - 2 は中 中学校区）
	C	市内業者（中学校区） （北区 - 2，東区 - 1，南区 - 1 は小エリア）
3百万円未満	C	市内業者（中学校区） （操南中学校区及び富山中学校区は 操南・富山中学校区，芳田中学校区 及び芳泉中学校区は芳田・芳泉中 学校区，北区 - 1・ - 2・ - 3 ・ - 3，東区 - 1，南区 - 1 は 小エリア）

2 土木工事（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
26億3千万円以上	特A上	市外業者，準市内業者及び市内業者
10億円以上26億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者 （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
5億円以上8億円未満	特A上	市内業者（全市エリア） （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
3億円以上5億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（大エリア）
6千万円以上1億円未満	特A下	市内業者（大エリア）
	A	市内業者（中エリア） （北区 - 1・ - 2 は小エリア， 北区 - 3 及び北区 - 4 は北区 - 3・4 エリア）
5千万円以上6千万円未満	特A下	市内業者（中エリア） （南区は大エリア）
		市内業者（中エリア）

	A	(北区 - 1・ - 2は小エリア， 北区 - 3及び北区 - 4は北区 - 3・4エリア)
2千5百万円以上5千万円未満	A	市内業者(小エリア) (北区 - 1及び北区 - 2は北区 - 1・2エリア，北区 - 3及び 北区 - 4は北区 - 3・4エリ ア，東区 - 1及び東区 - 2は東区 - 1・2エリア，南区は中エリア)
	B	市内業者(小エリア) (東区 - 1及び東区 - 2は東区 - 1 ・2エリア，北区 - 3・ - 4， 中区 - 1，南区 は中学校区)
3百万円以上2千5百万円未満	B	市内業者(小エリア) (北区 - 4・ - 1・ - 2，中 区 - 1，東区 - 2，南区 - 2は中 中学校区)
	C	市内業者(中学校区) (北区 - 1・ - 2・ - 3・ - 3，東区 - 1，南区 - 2・ - 1は小エリア)
3百万円未満	C	市内業者(中学校区) (操南中学校区及び富山中学校区は 操南・富山中学校区，芳田中学校区 及び芳泉中学校区は芳田・芳泉中 学校区，北区 - 1・ - 2・ - 3 ・ - 3，東区 - 1，南区 - 2・ - 1は小エリア)

別表第3

建築工事，大工工事(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
26億3千万円以上	特A上	市外業者，準市内業者及び市内業者
20億円以上26億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
15億円以上20億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下 はJV工事に限る。)
	特A下	
13億3千万円以上15億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
10億円以上13億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下 はJV工事に限る。)
	特A下	
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者 (特A下，A はJV工事に限る。)
	特A下	
	A	
6億6千万円以上8億円未満	特A上	市内業者(全市エリア) (特A下，A はJV工事に限る。)
	特A下	
	A	

5 億円以上 6 億 6 千万円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア） （特 A 下，A は J V 工事に限る。）
	特 A 下	
	A	
4 億円以上 5 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）
3 億円以上 4 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）
	特 A 下	
2 億円以上 3 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）
	特 A 下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	A	
1 億円以上 2 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）
	特 A 下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特 A 下	市内業者（全市エリア）
	A	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	市内業者（大エリア）
5 千万円以上 6 千万円未満	特 A 下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	A	
	B	市内業者（大エリア）
1 千 5 百万円以上 5 千万円未満	A	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	市内業者（中エリア）
	C	市内業者（中エリア）
4 百万円以上 1 千 5 百万円未満	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（中エリア）
4 百万円未満	C	市内業者（中エリア） （中区，東区は中区・東区エリア， 南区は大エリア）